

旧一関事業所における土壌汚染追加調査の結果について

2021年4月1日より土壌の汚染に係る環境基準の一部が改正されました。弊社では基準が改正されたカドミウムについて、改正後の基準（以下、新基準という）に対応するための追加調査を自主的に実施しました。その結果、既に第二種特定有害物質で形質変更時要届出区域指定を受けている区画以外に、8区画について基準不適合を確認しました。

これらの結果につきましては、岩手県一関保健福祉環境センターに報告し、今後、土壌汚染対策法によって区域指定される予定です。

弊社では、確認された土壌汚染により周辺環境に影響のないよう、土壌汚染対策法を順守するとともに岩手県の指導に従い、対策措置を行ってまいります。

1. 調査概要

- 調査対象地：NECプラットフォームズ株式会社旧一関事業所
岩手県一関市柄貝1番地
- 調査期間：2021年1月25日～2021年2月18日
- 調査項目・物質：第二種特定有害物質（カドミウム及びその化合物）土壌溶出量
- 調査内容：2018年～2020年に実施した土壌汚染調査で改正前の基準で適合と判定された区域について、当時のデータを新基準に照らし合わせた結果、追加調査が必要な区画がありましたので、再度調査を実施したものです

2. 調査結果

下表のとおり37区画を再調査した結果、10区画において基準超過を確認しました。なお、そのうち2区画については、ふっ素及びその化合物や鉛及びその化合物で、すでに形質変更時要届出区域の指定を受けていますので、新たに基準不適合が確認された区画は8区画となります。

特定有害物質名	土壌溶出基準*3	測定結果 最大値*1	最大値 検出深度	基準超過土壌 検出深度	超過地点数 ／調査地点数*2
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	0.14mg/L (47倍)	0~1m	0~2.8m	10/37

*1：（ ）内は土壌溶出基準に対する倍数を示す

*2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

*3：2021年4月1日に改正された新しい基準値

以上

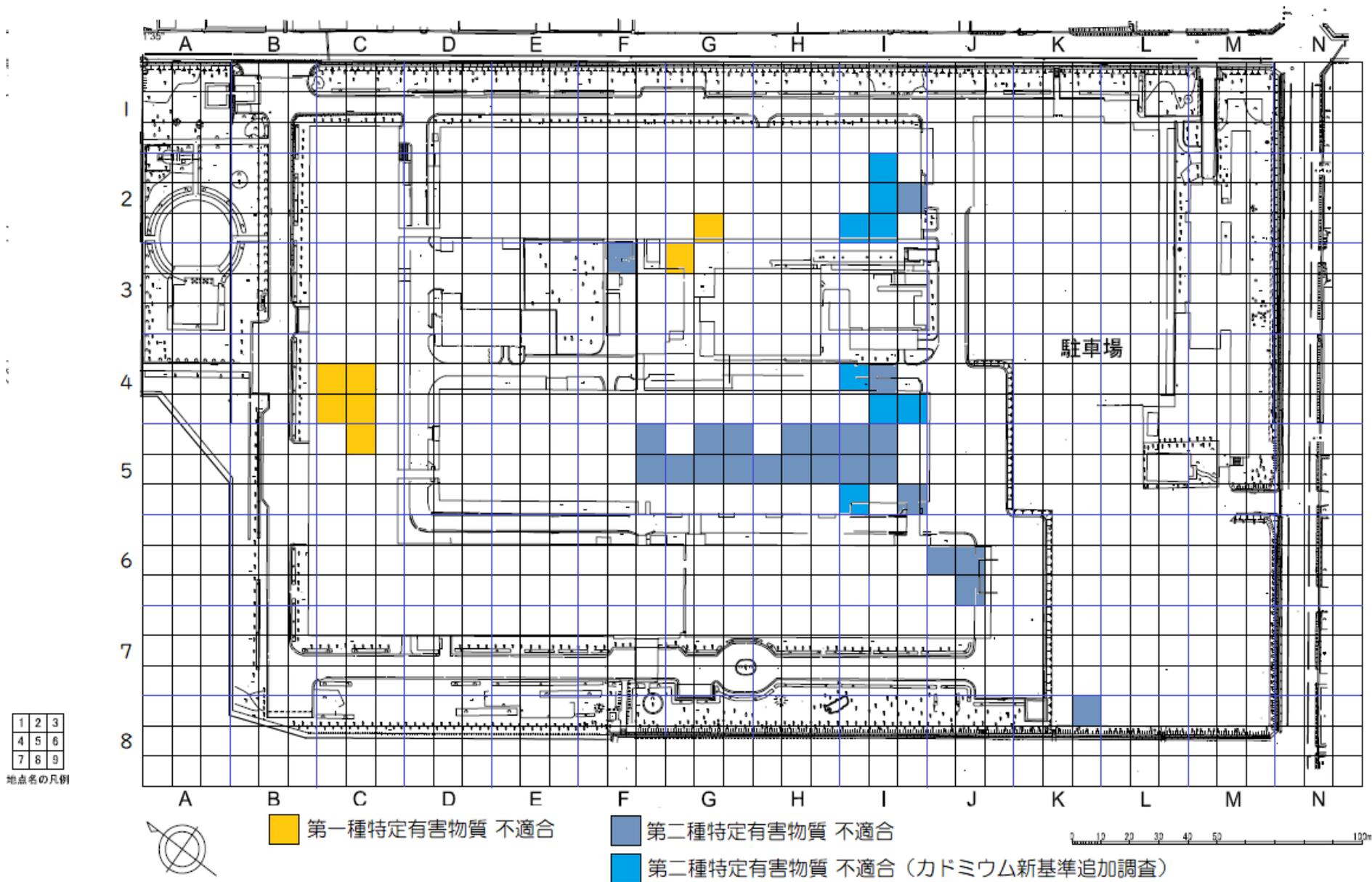


図1. 旧一関事業所の建物配置と土壌汚染不適合区画（カドミウム新基準追加調査による不適合区画を追加）